四　規約に次に掲げる事項が定められていること。

イ　マンションの管理のため必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入り及び保存行為の実施に関する事項

ロ　（略）

ハ　管理者等及び監事の選任及び解任並びに任期に関する事項

ニ　管理組合と管理者等及び監事（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、その定めるところにより選任された管理組合の役員）との利益が相反する取引に関する事項

ホ　区分所有法第三十四条第三項の規定による集会の招集の請求に関する事項

ヘ　集会において決議すべき事項

ト　マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項

（認定の通知）

第一条の十二　法第五条の十七の認定の通知は、別記様式第一号の三による通知書に第一条の八第一項又は第二項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（管理計画の認定の更新の申請）

第一条の十三　法第五条の十六の認定を受けた管理組合の管理者等は、法第五条の十八第一項の認定の更新を受けようとするときは、認定の有効期間の満了の日前六月以内に、別記様式第一号の四による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条の八第一項各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、同項第十一号に掲げる書類を添える場合は、同項第一号から第十号までに掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを添えることを要しない。

2　法第五条の十六の認定を受けた分譲事業者は、法第五条の十八第一項の認定の更新を受けようとするときは、認定の有効期間の満了の日前六月以内に、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条の八第二項各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、同項第四号に掲げる書類を添える場合は、同項第一号から第三号までに掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを添えることを要しない。

3　第一条の九の規定は、法第五条の十八第一項の認定の更新の申請について準用する。

（認定の更新の通知）

第一条の十四　法第五条の十八第二項において準用する法第五条の十七の規定による認定の更新の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条第一項又は第二項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（法第五条の十九第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第一条の十五　法第五条の十九第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　長期修繕計画又はその案の変更であって、次に掲げるもの

イ　マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金計画（長期修繕計画又はその案に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画をいう。ロにおいて同じ。）の変更を伴わないもの

ロ　（略）

四　規約に次に掲げる事項が定められていること。

イ　マンションの管理のため必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項

ロ　（略）

（新設）

（新設）

ハ　マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項

（認定の通知）

第一条の十二　法第五条の十五の認定の通知は、別記様式第一号の二による通知書に第一条の八第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（管理計画の認定の更新の申請）

第一条の十三　認定管理者等は、法第五条の十六第一項の認定の更新を受けようとするときは、認定の有効期間の満了の日前六月以内に、別記様式第一号の三による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

（新設）

2　第一条の八第二項及び第一条の九の規定は、前項の認定の更新の申請について準用する。

（認定の更新の通知）

第一条の十四　法第五条の十六第二項において準用する法第五条の十五の規定による認定の更新の通知は、別記様式第一号の四による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（法第五条の十七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第一条の十五　法第五条の十七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　長期修繕計画の変更であって、次に掲げるもの

イ　マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金計画（長期修繕計画に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画をいう。ロにおいて同じ。）の変更を伴わないもの

ロ　（略）